重要事項説明書

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

１　事業所（地域包括支援センター）の概要

事業所名	さくら市地域包括支援センター　エリム
所 在 地	栃木県さくら市鍛冶ケ澤５７－１
事業者指定番号	０９０１４０００１０
管理者	北岡　伸一
連絡先	電話：０２８－６８１－１１５０　　FAX：０２８－６８１－１２１５
サービス提供地域	氏家中央部、氏家東部

２　事業所（地域包括支援センター）の職員体制等

職　　種	人　　員
保健師	１　名
看護師	１　名
主任介護支援専門員	１　名
社会福祉士	１　名
社会福祉主事	１　名

その他、非常勤職員を若干名置くことができる。

３　営業時間

区　分	平　日	土曜日・日曜日	祝祭日
提供時間	８：３０～１７：３０	休業	休業

（注）年末年始（12/29～1/3）は「祝祭日」の扱いとなります。
ただし、急を要する相談については 24 時間連絡が取れる体制とする。

４　利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となります。

５　サービスの内容

(1) センターは、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

(3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。

(4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

(5) センターは、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(6) 前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

６　事故発生時の対応

センターが利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。センターの責任により利用者に生じた損害については、その責任の範囲において損害を賠償します。センターは民間企業の提供する損害賠償に相当する可能性がある場合は当該保険の調査等の手続きに協力いただく場合があります。

７　秘密保持について

センターの担当職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族に関する個人情報について第三者に漏洩してはならない。これについては、契約が終了し後、またセンターの職員でなくなった後も継続する。

2　センターは、サービス担当者会議や緊急時等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとします。

８　虐待防止に関する事項
センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする
(1)　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員間に周知徹底を図る。
(2)　事業所における虐待の防止のための指針の整備や研修を実施する。
(3)　上記の措置を適切に実施するための担当者を配置する。

９　身体拘束に関する事項
センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

１０　業務継続計画の作成等
センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2　センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

１１　相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

苦　情　相　談　窓　口	電話番号　０２８－６８１－１１５０ fax番号　０２８－６８１－１２１５ 相談員（責任者）北岡　伸一 対応時間　午前８時３０分から午後５時３０分まで

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市役所相談窓口 さくら市役所 高齢課　介護保険係	所在地　さくら市氏家２７７１番地 電話番号　０２８－６８１－１１５５ ｆａｘ番 号　０２８－６８２－１３０５ 対応時間　午前８時３０分～午後５時１５分 （土･日曜日・祝祭日、年末年始（12/29～1/3を除く）
栃木県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地　宇都宮市本町３番９号　栃木県本町合同ビル６Ｆ 電話番号　０２８－６４３－２２２０ 利用時間　午前８時３０分～午後５時 （土･日曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）を除く）
栃木県運営適正化委員会	所在地　宇都宮市若草１－１０－６　とちぎ福祉プラザ内 電話番号　０２８－６２２－２９４１ ｆax番号　０２８－６２２－２３１６ 利用時間　午前９時００分～午後４時００分 （土・日曜日・祝祭日、年末年始（12/29～1/3を除く）

１２　当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　慈愛会
代表者名	理事長　　高塩　文也
法人所在地・電話	栃木県さくら市鍛冶ケ澤５７－１　　０２８－６８１－１２１１
業務の概要	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護 居宅介護支援事業所

【 説明確認欄 】

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者　事業者名　さくら市地域包括支援センター　エリム

所在地　　栃木県さくら市鍛冶ケ澤５７－１

代表者名　　施設長　　高塩　　文也　　印

説明者　　印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者　氏　名　　印

代理人又は立会人

氏　名　　印